

「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）へのご質問・ご意見への回答

	I. 総論・前書きに関するご質問	ご質問への回答
1	<p>最後のパラグラフで「日本学術会議においても、新たな組織に生まれかわる覚悟で抜本的な改革を断行することが必要である。」と記載してあるが、総論・前書きには日本学術会議の何が問題なのか具体的な記載がない。抜本的な改革をすべき問題点を具体的に指摘してほしい。すなわち政府が日本学術会議に対して不満に思っていること、よくないと思っていることを率直に記載してほしいと思います。その問題を理解してからでないと抜本的な改革は難しいのではないのでしょうか。</p>	<p>グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきています。また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民などと問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化する必要があると考えています。</p> <p>また、国の機関として存置する以上、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図る必要があると考えています。</p> <p>「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。</p> <p>なお、日本学術会議の在り方については、これまでの累次にわたる提言等においても、今回の「方針」と同じような問題意識による指摘がなされてきており、日本学術会議においても、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）に基づき対話機能の強化、科学的助言機能の強化、会員選考における透明性の向上や説明責任の強化などの改革に取り組まれているものと承知しています。</p>

<p>この方針について、12月9日総会にて、多くの会員から修正すべき点が指摘されました。笹川氏は誠実に回答いただきましたが、方針について修正すべき点があると思います。</p> <p>2 たとえば、「日本学術会議においても、新たな組織に生まれかわる覚悟で抜本的な改革を断行することが必要である。」の一文については、「日本学術会議においても」と記載されているので、前段で、内閣府の抜本的改革案が示されていないと不完全な状態です。この一文を削除するか内閣府の改革案を記載すべきではないかと考えます。</p>	<p>グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきています。また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民などと問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化するため、日本学術会議を国の機関として存置した上で、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図ることとし、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を発表しました。この「方針」を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。</p> <p>なお、日本学術会議においても、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）に基づき、行政、産業界、地方公共団体等との対話機能の強化等、中長期的・俯瞰的分野横断的な科学的助言機能の強化や会員選考における透明性の向上などに向けた自主的な取組が進められているところと認識しており、引き続き改革を推進していただきたいと考えております。</p>
--	--

3	<p>全体を読んで、グローバルな課題や科学技術立国の実現など、世界や我が国に対する共通の問題意識があることは感じる。ただし、国の機関であり、経費国庫負担は継続なのだから、政府等と問題意識や時間軸等を共有し、などの文言が多々あり、国の政策に沿うような組織であることが求められる、と読めた。政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつも、結論や方策が異なることは十分起こる可能性はあり、その様な場合こそ十分な議論が必要と思う。根底に国に役立つ学術分野、産業と雇用の創出や経済貢献、などに力点が置かれているのではないか。社会科学、人文科学についての考えを知りたい。大きく分け、世の中の役に立つことを目指す学術研究と真理探究を目指す学術研究があり、画一的ではない。それらを統合して共に活かすことが、文中にある「中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を適時適切に発出する」、につながると考える。</p> <p>「今後、本方針に基づき、下記の点を中心に日本学術会議の意見も聴きつつ、法制化に向けて具体的措置の検討、所要の作業を進め、日本学術会議会員の任期も踏まえ、できるだけ早期に関連法案の国会提出を目指す。」とあるが、日本学術会議の意見も聴きつつ、ではなく、日本学術会議の意見を十分に聴き（現在説明強化進行中である）、そして、できるだけ早期に関連法案の国会提出、ではなく十分な議論を重ねた上で次に進む、との対応をお願いしたい。</p>	<p>日本学術会議自らが、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を取りまとめられ、現在、それに基づいて、改革が進められているものと承知しています。</p> <p>なお、問題意識の共有についても、「より良い役割発揮に向けて」においても、「政府並びに広く社会や人々との対話を通じて課題選定及び内容の妥当性を高めるための試みを強化するなど、ガバナンスの強化」に取り組むことや、「政府や広く社会の関心も徴して課題設定を図るとともに、受け手との不断の意見交換が必要」などの認識が示されているものと承知しています。</p> <p>政府としても、このような改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。</p> <p>他方で、日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、これまでも累次の報告書等において改革が求められてきたことも踏まえれば、これ以上の先延ばしは許されず、徹底的な改革が一定の時間軸の下で迅速に実現されることが重要であると考えています。</p> <p>12月8日、日本学術会議総会において、内閣府から「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）についてご説明、質疑応答をさせていただきました。この「方針」を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。</p> <p>今後、日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業等を進めてまいります。</p>
4	<p>CSTIや政府の審議会とは学術会議の役割が異なることを明記すべきではないか。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）において、「独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見や、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待されています。この点、個別政策課題に即して設置される審議会等とは異なる日本学術会議固有の役割があります。」とされています。</p> <p>一方、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）において、日本学術会議には「中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を適時適切に発出することが求められている。」と明記しており、CSTIや審議会等との役割の違いは明らかにされています。</p> <p>なお、日本学術会議と審議会との違いについては、12月8日の日本学術会議総会においても、同様の趣旨の御説明をさせていただいているところです。</p>

5	<p>日本学術会議は、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」、「日本学術会議の在り方に関する 政策討議取りまとめ」等を踏まえ、日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためにはどのような役割・機能が発揮されるべきかという観点から改革を進めてきたと理解している。今回の内閣府の方針は、そのような学術会議の自主的な改革の動きを無かったものとして、法改正を通じてトップダウンに組織改革をしようとしている。そこに、学術会議と対話しようとする意図は感じられない。学術会議の改革を評価した上で、法改正が必要である根拠を示していただきたい。</p> <p>科学的助言機能を高めたいという政府の考えは理解できる。学術会議としては、学術会議のもつ機能の一つとして、科学的助言機能を高める努力をしてきたし、今後もその努力を続けていくべきである。とくに、政府の諮問会議ではカバーしきれない、俯瞰的、長期的、総合的な観点からの議論が期待されているのだろう。</p> <p>しかし、今回の方針は科学的助言機能に学術会議の機能を限定し、それ以外の機能の価値を認めていないように見える。社会問題の解決に直結しない学術研究の振興を主張することは許されないかのように聞こえる。学術会議の機能を明確にしてほしい。学術会議法にある定義を、政府が政府の都合の良いように解釈して、学術会議側の解釈と矛盾がないと言っているのは詭弁にしか聞こえない。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）は、日本学術会議自らが、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について取りまとめたものであり、現在、それに基づいて、対話機能の強化、科学的助言機能の強化、会員選考における透明性の向上などに向けた改革が進められているものと承知しています。</p> <p>政府としても、このような改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。</p> <p>他方で、日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、これまでも累次の報告書等において改革が求められてきたことも踏まえれば、これ以上の先延ばしは許されず、徹底的な改革が一定の時間軸の下で迅速に実現されることが重要であると考えています。</p> <p>また、グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきており、また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化することとしたものであり、科学的助言機能のみを対象としているわけではないということは、12月8日、日本学術会議総会でも明示的に御説明させていただいているところです。また、国の機関として存置する以上、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図る必要があります。</p> <p>今後、日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業等を進めてまいります。</p>
6	<p>日学の「より良き役割発揮」報告書では、アカデミーの性格を規定する5要件を掲げている。この5要件を評価するうえで、政府は海外のアカデミーの調査を行ったのか。もし行ったとすれば、その結果はどのようなものであったのか、今回の日学法の改正は国際的なアカデミーの在り方と整合的なものだと考えているのか。</p>	<p>内閣府において確認した限りでは、アカデミーを国の機関としているのは我が国だけであるなど、各国で法制度や学術を巡る歴史的・社会的背景が異なるため単純な比較はできないと思われませんが、諸外国の状況も、検討に当たり必要に応じて参考にしていきたいと考えています。</p> <p>なお、今般の「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）については、日本学術会議が取りまとめた「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）や日本学術会議の独立性なども踏まえながら検討を進めてきたものです。</p>

7	<p>この文書では政府が法制化をめざす「方針」を示した上で「学術会議の意見も聴きつつ」準備を進め、関連法案をできるだけ早く国会に提出したいという意図が表明されているが、学術会議のあり方をめぐる検討にあたり、このような進め方、手法をとること自体に重大な問題があると考えられる。学術会議のあり方や活動の充実・発展に向けては既に学術会議自体による取り組みがなされており、仮にその過程で「この問題についての改革を進めるには法改正が必要だ」という申し出が学術会議の側から出た場合は、それを学術会議関連業務を所轄する内閣府の側が受けとめて必要な法改正に必要な実務的準備を行なう、というのが本来のあり方ではないか。学術の発展および日本の社会や産業の健全な発展のため、政府からは独立の立場で活動を行なうという学術会議の使命および設置の趣旨に照らして、学術会議のあり方に政府がこのような形で一方的な「方針」表明を行ない、法制化に向けてのスケジュールまで決めて同意を迫ることは許されない越権行為、露骨な「介入」と言えるのではないか。</p>	<p>グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきています。また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民などと問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化する必要があると考えています。</p> <p>また、国の機関として存置する以上、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図る必要があると考えています。</p> <p>日本学術会議においても、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を取りまとめられ、現在、それに基づいて、改革が進められているものと承知しています。</p> <p>政府としても、このような改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。</p> <p>他方で、日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、これまでも累次の報告書等において改革が求められてきたことも踏まえれば、これ以上の先延ばしは許されず、徹底的な改革が一定の時間軸の下で迅速に実現されることが重要であると考えています。</p> <p>今後、日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業等を進めてまいります。</p>
---	--	--

8	<p>日本学術会議法の冒頭には下記が書かれている。 「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」 この趣旨は世界の平和と人類社会の福祉に貢献することを目指しています。それは日本一国に留まりません。 法律改正をするにしてもこの趣旨は変更ないものと理解しています。その意味から、戦争反対、軍事加担反対、科学の平和利用については確認したいところです。 合わせて過去の歴史から軍部が力をもつと誰も止められなくなりますので、文民統制も必要です。新しい組織作りに当たっては譲れない点です。どのようにこの趣旨を入れ込むお考えなのか、確認の回答を求めます。</p>	<p>具体的な法改正の内容は今後検討してまいります。現時点において、日本学術会議法前文を改正することは想定しておりません。</p>
9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「できるだけ早期に関連法案の国会提出を目指す」とあるが、いつ頃を目途に改正法案を作成する予定なのか。 2. 現在の段階で改正部分が分かっていたら、明らかにして欲しい。 3. 前回の説明会で、「第四部」を設けることが案として提案されたが、その構成や選考はどのように行うと考えているのか。全体の会員定数を動かすことなく設けると言うことになるのか。 4. その場合に日本学術会議の以降とどのように調整するのか。 5. 現行の日本学術会議法の前文をどのように評価しているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. について 日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和5年通常国会に所要の法案を提出することを目指してまいります。 2. について 現在、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）に基づいて、具体的措置の検討、所要の作業等を進めているところであり、現時点でお示しすることは困難ですが、日本学術会議の意見も聴きながら、必要な検討・作業等を進めてまいります。 なお、「方針」を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。 3. 及び4. について 新たな部の創設は、情報、環境などの新分野、融合分野への対応の強化の一例として提示したのですが、12月8日の日本学術会議総会では、課題別委員会の設置や特任連携会員の活用などにより対応可能であるとの御意見を頂きました。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を踏まえ、委員会・分科会等の相互の横断的な情報・意見の交換や携を図るため、委員会等連絡会議を設置したり、選考委員会枠を順次拡大して関係する会員を増やしたりするなどの取組も進めているところと承知しており、進行中の委員会・分科会の在り方の見直しなども含め、グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など新たなニーズに適切に対応するため、情報、環境などの新たな分野、融合分野への対応態勢の強化について、必ずしも部の創設という形にこだわらず、様々な形で進めていくことも一案であると考えます。 なお、具体的な法改正の内容は今後検討してまいります。「期」を超えた活動方針の中で、組織編制に係る基本的な事項も記載させていただくことを考えています。 5. について 日本学術会議法の前文においては、他の法律の前文と同様に、法律の趣旨、目的や基本的立場が述べられているものと認識しております。

10	<p>8日に出された質問と趣旨は同じですが、政府等と問題意識と時間軸を共有するの「等」は誰のことか。また、この政府とは、誰のことか。時の政権・与党という意味であるならば、政府が変われば学術のあり方も変わる（変える）という趣旨か。政府（政権・与党）がどうなっても、普遍的な価値を追求する機関が統治機構内に存在することこそが、国民からの信頼の基盤であるはずだが、どうお考えか。</p> <p>以上、お答えをいただきたい。</p> <p>法2条は変更しないとの明断が8日にはあったが、理念の表明である前文についても変更はしないということによいか。</p> <p>5の末尾にも、5のご説明に関連して、総論の文言解釈について質問があります。</p>	<p>「等」は、産業界や広く社会・国民を意味するものであり、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）においても、対話やコミュニケーションの相手方、科学的助言の受け手として、学協会、政策立案者（立法府、各府省、地方行政関係者等）、専門職団体、産業界、NGO・NPOなどが挙げられており、同じような趣旨で記述していると御理解いただければよいと思います。</p> <p>また、一般的に法律の前文では当該法律の趣旨、目的や基本的立場が述べられるものと認識しており、具体的な法改正の内容は今後検討してまいります。現時点において、前文を改正することは想定しておりません。</p>
11	<p>日本学術会議がそもそも何のための組織なのかについて、政府の認識は不正確・不十分なのではないだろうか。学術会議は決して、「政策判断を担う政府等に対して科学的知見を提供する」ために「助言」を行なうことだけを目的としているわけではない。日本学術会議法第2条に書かれている通り、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」が目的であり、政府に対して持つべき機能は、政府が定めた枠組みでの助言というよりは、学術的な広い見地からの勧告である。そして、学術会議が役に立つべき相手は政府・産業界だけではなく国民全体、人類社会全体である。</p> <p>その観点から言えば、政府が学術会議に、「政府等と問題意識や時間軸等を共有」することを一方的に求めるのは問題である。問題意識が異なりうることを前提としたうえで対話・協力できる関係を築くことが重要である。また、必要な場合に学術会議が政府と問題意識を共有することはもちろんありうるが、政府の方は学術会議とどのように問題意識を共有しようとしているのだろうか。これまで、学術会議の提言等の多くが実現されてこなかったのは、学術会議の責任という以上に、提言を審議し実現に結びつける仕組みが政府にないことが大きな原因ではないだろうか。「政府及び学術会議が協働」することには大いに賛成だが、そのためには政府の側も学術会議、ひいては広く学術界の提案や指摘に真摯に耳を傾けるよう改革を行うことが必要である。</p> <p>また、この文書全体で示されている学術会議の改革の方向は、学術会議が既に取り組んでいることと大差はない。つまり現行法のもとで十分に改革は可能であるはずなのに、なぜ法改正が必要なのか、現行法のどの部分に問題があってどう変えるべきなのか、全く示されていない。法改正が必要と言いながら現行法の条文を全く引用しないで書かれているのは、この文書の非常に不思議なところである。また、学術会議が既に取り組んでいる改革と大差ないにもかかわらず、「新たな組織に生まれ変わる覚悟で抜本的な改革を断行することが必要」と述べるのは極めて唐突であり、その意図を訝らざるを得ない。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）においても、対話やコミュニケーションの相手方、科学的助言の受け手として、学協会、政策立案者（立法府、各府省、地方行政関係者等）、専門職団体、産業界、NGO・NPOなどが挙げられており、同じような趣旨で記述していると御理解いただければよいと思います。</p> <p>なお、問題意識等の共有については、12月8日の総会でも御説明したとおり、結論を共有することを求めているわけではありません。速記録を御確認ください。</p> <p>「より良い役割発揮に向けて」においても、「政府並びに広く社会や人々との対話を通じて課題選定及び内容の妥当性を高めるための試みを強化するなど、ガバナンスの強化」に取り組むことや、「政府や広く社会の関心も徴して課題設定を図るとともに、受け手との不断の意見交換が必要」などの認識が示されているものと承知しています。</p> <p>「より良い役割発揮に向けて」は、日本学術会議自らが、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について取りまとめたものであり、現在、それに基づいて、対話機能の強化、科学的助言機能の強化、会員選考における透明性の向上などに向けた改革が進められているものと承知しています。</p> <p>政府としても、このような改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。今後、日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業を進めてまいります。</p>

12	<p>「質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化する」と「活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の迅速かつ徹底的な強化」が繋がりません。前者を実現するには、まずもって中長期的な課題についての政府の積極的な学術会議への諮問であり、両者の協働ではないでしょうか。</p> <p>全体を通じて「学術」と「科学技術」の混同があるように思います。</p>	<p>グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきており、また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化する必要があると考えております。「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）の中にも、「政府並びに広く社会や人々との対話を通じて課題選定及び内容の妥当性を高めるための試みを強化するなど、ガバナンスの強化に取り組みます」とされているものと承知しております。</p> <p>また、日本学術会議を国の機関として存置する以上は、日本学術会議の活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図る必要があると考えています。御指摘のとおり、日本学術会議と政府が共働して社会の大きな課題に取り組んでいくことが、「科学技術立国」の実現や国際社会における日本のプレゼンスを高めるためにも重要であると考えます。この共働の一環として、政府として重要だと思ふ課題について、実際に日本学術会議の御知見を借りることとし、本年3月、研究力強化、研究DXの推進の2件について内閣府から審議依頼を行い、前者については既にご回答を頂いております。</p>
----	--	---

	Ⅱ. 方針「科学的助言等」1に関するご質問	ご質問への回答
13	<p>政府の望む方向の改革の是非はともかく、もし政府が期待する機能を真に実現するためには、各種調整を行う強力なサポート部隊が必要になるだろう。予算も人も必要である。一方、もしそれがうまくいって、政府が期待するような助言を行う機関ができたとしても、政府の諮問会議のようなものがもう一つできるだけになる。学会の科学的助言機能は、たとえば諮問会議の結論や政策の成果をメタレベルで評価するような、少し違う役割として想定すべきではないか。</p>	<p>グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきています。また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化する必要があると考えています。</p> <p>なお、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）は、日本学術会議自らが、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について取りまとめたものであり、現在、それに基づいて、中長期的・俯瞰的分野横断的な科学的助言機能の強化などに向けた自主的な取組が進められているものと承知しており、改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。</p> <p>CSTIや審議会との違いについては、「より良い役割発揮に向けて」において、「独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見や、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待されています。この点、個別政策課題に即して設置される審議会等とは異なる日本学術会議固有の役割があります。」とされています。</p> <p>一方、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）において、日本学術会議には「中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を適時適切に発出することが求められている。」と明記しており、CSTIや審議会等との役割の違いは明らかにされているものと考えています。</p> <p>なお、日本学術会議と審議会との違いについては、12月8日の日本学術会議総会においても、同様の趣旨の御説明をさせていただいているところです。</p>
14	<p>「期」を超えた基本的な活動方針を策定することが、どうして、国民からの理解と支持の獲得や社会との対話の促進に資することになるのでしょうか。</p>	<p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討することになりますが、例えば、審議等の職務に関し重点的に取り組む事項や社会・国民との対話やコミュニケーションの促進に必要な事項など日本学術会議の活動及び運営に関する基本的な考え方・事項について、「期」を超えてもある程度組織としての継続性が担保されるように基本的な活動方針に定め、対外的に明らかにすることにより、活動及び運営の透明化及び理解促進、行政・産業界・社会等との対話機能の強化に資するものと考えています。</p>

15	<p>「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ」については、すでに議論されていますが、政府が諮問したような課題については確かにそうですが、必ずしも討議するすべての課題にそのようなことを要求するのは、日本学術会議の独立性を損なう可能性があり望ましくありません。政府が気づいていないような課題について、学術の立場から提言することも重要な機能ではないかと思えます。ここは「課題によっては・・・」という但し書きが必要ではないかと思えます。政府の施策に助言を与えることだけであれば、政府が課題に応じて招集する諮問委員会で十分ではないでしょうか。</p> <p>「会員等に求める資質等も明らかにする。」とありますが、法律等に基づき込むということでしょうか。異なる分野の異なる考え方をを持った会員や連携会員がある課題に対して議論を交わし、一つの方向性を見いだしていくことこそ、重要な過程であると考えますので、その多様性を損なわないようにいただきたい。</p>	<p>グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきており、また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが不可欠です。</p> <p>政府としては、こうした認識の下、日本学術会議は、政府・産業界や広く社会・国民などと問題意識等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化する必要があると考えています。</p> <p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）において、「独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見や、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待されています。この点、個別政策課題に即して設置される審議会等とは異なる日本学術会議固有の役割があります。」とされています。</p> <p>一方、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）において、日本学術会議には「中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を適時適切に発出することが求められている。」と明記しており、CSTIや審議会等との役割の違いは明らかにされているものと考えています。</p> <p>なお、日本学術会議と審議会との違いについては、12月8日の日本学術会議総会においても、同様の趣旨の御説明をさせていただいているところです。</p> <p>会員等に求められる資質等については、詳細は、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討することになりますが、法律上明らかにすることを考えています。</p>
<p>Ⅲ. 方針「科学的助言等」2に関するご質問</p>		
16	<p>ここ2年間、学術会議として必要な分野と人材を欠いて運営している。しかしながら、学術会議からの要望に対して未来志向で、に留まっている。この欠陥状況下で、すべての学問分野、分野横断的、時間軸、適宜適切な意見の発出を求めるのは矛盾ではないか？</p>	<p>日本学術会議自らが、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を取りまとめられ、現在、それに基づいて、改革が進められているものと承知しています。</p> <p>政府としても、このような改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。</p> <p>他方で、日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、これまでも累次の報告書等において改革が求められてきたことも踏まえれば、これ以上の先延ばしは許されず、徹底的な改革が一定の時間軸の下で迅速に実現されることが重要であると考えています。</p> <p>12月8日、日本学術会議総会において、内閣府から「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）についてご説明、質疑応答をさせていただきました。「方針」を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。また、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業等を進めてまいります。</p>

17	<p>政府に対する科学的助言に関しては、8月に出された「研究力強化—特に大学等における研究環境改善の視点から—に関する審議について」の回答が今期初めてのものと思われる。この回答に対して、政府はどのようにそれを活用あるいは具体的に実行に移していくのかを、具体例として示していただきたい。</p>	<p>CSTIとしては令和2年に策定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」のフォローアップの一環として、研究に専念できる時間の確保が課題であると考えており、令和4年4月から継続的に議論を行ってきたところですが、日本学術会議から「研究力強化—特に大学等における研究環境改善の視点から—に関する審議について」の回答が出されたことを受け、日本学術会議「我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会」の山口委員長から回答についてCSTI有識者議員に御説明いただいた上で議論を行ってきており、これらを踏まえて今年度中に最終的なとりまとめを行う予定です。</p>
18	<p>科学的助言に関する現行の手続きは、学術会議の分科会等が作成した意見等に対して、学術会議内外の専門家が査読を行って、その正確性や妥当性などの点について評価することとなっている。「方針」では、「政府等との問題意識・時間軸等の共有、レビュー、適時適切な情報発信、フォローアップ等が、高い透明性・客観性の下で適切かつ確実に行われるよう措置する。」とあるが、政府の機関またはそれに類似した機関が、学術会議の分科会等が作成した意見等に対して「レビュー」を行うことを示唆しているのだろうか。もしそうならば、学術会議の創造性や学術のレベルを抑制することにならないだろうか。そうならないとするならば、その根拠はどのように確保されるのだろうか。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）においても、幹事会のリーダーシップを通じ、政府等との問題意識・時間軸等の共有、レビュー、適時適切な情報発信、フォローアップ等が適切に行われるようガバナンス強化の促進を図ることを想定しています。</p> <p>「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。</p>
IV. 方針「科学的助言等」3に関するご質問		ご質問への回答
19	<p>「委員会・分科会等の在り方についての見直しを進め」とは、誰が見直すのか。主語をはっきりさせてほしい。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）において、「第26期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直し」を行うこととされています。また、昨年12月の日本学術会議第183回総会資料（科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案））においても「分科会等の設置及び活動の見直し」について記載されています。今回の見直しの趣旨も踏まえつつ、こうした方針に沿って、日本学術会議において一定の時間軸の下で迅速に取組を進めていただくものと考えています。</p> <p>なお、詳細は、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討することになりますが、「期」を超えた活動方針の中で、組織編制に係る基本的な事項を記述していただくことを考えています。</p>

20	<p>委員会や分科会等の設置基準や合理的な目安等は、誰が、どのようにして設定することが想定されているのでしょうか。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）において、「第26期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直し」を行うこととされています。また、昨年12月の日本学術会議第183回総会資料（科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案））においても「次期（第26期）に向けて設置される分科会等の設置基準、適正数、適正規模（委員数）等の検討を進める」と記載されています。今回の見直しの趣旨も踏まえつつ、こうした方針に沿って、日本学術会議において設置基準や合理的な目安等について設定いただくものと考えています。</p> <p>なお、詳細は、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討することになりますが、「期」を超えた活動方針の中で、組織編制に係る基本的な事項を記述していただくことを考えています。</p>
<p>V. 方針「会員等の選考・任命」4に関するご質問</p>		<p>ご質問への回答</p>
21	<p>今年度4月の総会で、学術会議は選考の方針を明らかにしている。それに不十分な点があるのならば、明確に指摘していただきたい。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）及び選考方針において、会員、連携会員には、個別分野の研究又は業績にとどまらず、分野横断的な見識、異分野間の対話能力等が求められていることは承知しており、基本的な方向性は共有されているものと理解しています。</p> <p>その上で、これらの事項は「期」を超えても変わらない継続的な考え方であり、法律上明確に定めることにより、会員等の選考の透明性向上や選考プロセスの厳格化を進めていくことを考えています。</p>
22	<p>現在進行している次期会員・連携会員選考プロセスにおける考え方と同じであると理解している。違うのであれば、詳細をご説明いただきたい。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）及び選考方針において、会員、連携会員には、個別分野の研究又は業績にとどまらず、分野横断的な見識、異分野間の対話能力等が求められていることは承知しており、基本的な方向性は共有されているものと理解しています。</p> <p>その上で、これらの事項は「期」を超えても変わらない継続的な考え方であり、法律上明確に定めることにより、会員等の選考の透明性向上や選考プロセスの厳格化を進めていくことを考えています。</p>

	VI. 方針「会員等の選考・任命」5に関するご質問	ご質問への回答
23	<p>第三者が政府、財界、CSTIなどを指すようにみえる。これらから推薦された者を候補者から外す権利は学術会議にあると考えてよいか。</p>	<p>日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があります。</p> <p>このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、選考・推薦プロセスの透明化・厳格化を図ることが必要だと考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、内閣総理大臣に対する会員の候補者の推薦は日本学術会議が行うものと考えています。なお、第三者委員会を設置する以上、その意見は、当然、尊重していただくべきものだと考えています。</p>
24	<p>「選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」という方針について、「適正」の意味が不明である。なにをもって「適正」あるいは「不適正」というのか。任命を拒否したことは「不適正」ではないのか。笹川氏の答弁は、「任命についての解釈は変わらない」とのことであったが、「変わらない基準による」「適正」について、明確にしてほしい。</p>	<p>会員、連携会員に限らず知見を有する外部の方々からも候補者となるべき者の推薦を頂く仕組みの導入や、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会の設置などを行い、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考・推薦及び内閣総理大臣による会員の任命が、適正かつ円滑に行われるよう措置することを考えています。</p> <p>なお、日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下の行政機関であるため、「任命権者たる内閣総理大臣が国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならない」という任命権の在り方に関する政府の解釈に変更はありません。</p>
25	<p>基本、現在は会員・連携会員の推薦が中心であるが、現在の会員・連携会員は少なくとも日本学術会議の仕事を理解したうえで、適正に推薦を行っていると思われる。会員等以外による推薦をどのような人・組織に依頼することは反対しないが、どのような人・組織に依頼するのは慎重に検討していただきたい。</p> <p>また、「内閣総理大臣による任命が適正」とあるが、今期の最初の6名の任命拒否がどのように適正であったのかを示すべきではないか。</p>	<p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>内閣総理大臣が行う任命については所管外であり、お答えする立場にありません。</p>

26	<p>4 がいう、「会員等には、個別分野の深い学識に 加え、国際的な業績・評価、分野横断的な見識、異分野間の対話能力等が求められていることも明らかにする必要がある。」は 文章としては分かりませんが、「**が求められている」に対して、どのように決めるのかについて、新たに***を設置する・提出してもらう、などの客観的に判定できる項目を追記しないと現状と何も変わらないのでは？</p> <p>その意味で、「客観的に判定できる項目」を会員自ら作っても「手前味噌？」になる可能性が強いので、一般の人には説得力がないので、5がいう「第三者を入れる」ことには賛成します。</p>	<p>選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置することにより、会員等に求められる個別分野の研究又は業績を前提としつつ、より幅広い資質等や、会員等の構成のバランスなどについても、多様な視点から適切に判断することが期待できると考えています。詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討してまいります。</p>
27	<p>「会員等以外による推薦などの第三者」とは、具体的には、どのように選定することを想定されているのでしょうか。</p>	<p>会員、連携会員に限らず知見を有する外部の方々からも候補者となるべき者の推薦を頂く仕組みの導入や、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会の設置などを行い、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考・推薦及び内閣総理大臣による会員の任命が、適正かつ円滑に行われるよう措置することを考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。</p>
28	<p>12月8日の総会の時に発言しましたが、「適正」の基準が明示されていません。6名の会員の任命拒否について政府側は「総合的かつ俯瞰的」というあいまいな基準で「適正」であると主張しましたが、日本学術会議会員は「適正」ではないと判断しています。</p> <p>当日の笹川室長の回答も不明確なので、明確な回答をいただきたいと思っております。</p>	<p>内閣総理大臣が行う任命については所管外であり、お答えする立場にありません。</p> <p>なお、一昨年日本学術会議の会員任命については、日本学術会議法に沿って、任命権者である当時の内閣総理大臣が最終判断したものであることから、一連の手続きは終了したものと承知しております。</p>

29	<p>日本学術会議はこれまでも会員選考に関して随分と議論をして改革を実施してきました。高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されてきたと認識しています。現状の選考プロセスの具体的に不備な点を指摘してもらえればと思います。また、今回の方針で示されている「会員等以外による推薦などの第三者の参画など」を考えるのであれば、そちらの方がより大きな問題をはらんでいると危惧いたします。どのような第三者をお考えでしょうか？権力により左右されるようなことは避けるべきと考えます。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）においても、会員構成の多様性をさらに充実させるために、幅広い候補者から選定できる方策を検討することや、会員候補者の選考に関する説明責任の強化に取り組むことなどが示されています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>また、日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があると考えています。このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されることが必要だと考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなります。</p>
30	<p>「会員等以外による推薦など」とは、どこからの、どういう推薦方式を考えているのか。</p> <p>「国の機関であることを踏まえて、・・・任命が適正かつ円滑に行われるような措置を講じる」とあるが、これは具体的にはどういう措置を考えているのか。</p>	<p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討してまいります。</p> <p>また、より高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会の設置などを検討しています。</p> <p>いずれにせよ、詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討してまいります。</p> <p>会員、連携会員に限らず知見を有する外部の方々からも候補者となるべき者の推薦を頂く仕組みの導入や、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会の設置などにより、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考・推薦及び内閣総理大臣による会員の任命が、適正かつ円滑に行われることとなるものと考えています。</p>

<p>31</p>	<p>8日のご説明において、第三者とは経済界・産業界であること、第三者委員会を組織し、その意見を聴いて、「聴いてというのは尊重するということ」と補足されました。</p> <p>つまり、経済界と産業界からの意見に従って会員・連携会員を選考するというご趣旨でしょうか。8日のご意見にもありましたが、第三者としては、経済界・産業界は一部分しか代表しないと思います。どのように、第三者の多様性を確保されるのでしょうか。</p> <p>第三者委員会の意見には、どのように、そしてどの程度、科学的専門性が反映されるのでしょうか。</p> <p>この聞くという表現の意味内容につき、関連して、総論部分に学術会議の「意見も聴きつつ」とありますが、同じ意味内容であると理解してよろしいか。</p>	<p>日本学術会議の会員、連携会員には、個別分野の深い学識に加え、分野横断的な見識、政府・産業界・社会等との対話能力、国際的な業績・評価など高い資質が求められるところであり、このような方々に会員等になっていただくためには、できる限り幅広く多様な人材の中から会員等の候補者を選考する必要があると考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えております。いずれにせよ、第三者とは経済界・産業界のみを意味しているわけではありません。</p> <p>日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があります。</p> <p>このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、選考・推薦プロセスの透明化・厳格化を図ることが必要だと考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、委員の構成についても、第三者とは経済界、産業界のみを意味しているわけではありません。また、委員については必要な手続等を経て適切に人選されるよう検討していきます。</p> <p>なお、第三者委員会を設置する以上、その意見は、当然、尊重していただくべきものだと考えています。</p>
-----------	---	--

32	<p>「方針」に、「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進める」とあるが、現行の選考手続きに対してどこをどのように変革しようとしているのだろうか。すでに現行選考手続きに、学術会議外の第三者に対して意見聴取を行う手続きは盛り込まれている。現行手続きにおいて、第三者が持つ専門知識のレベルは、学術会議内の専門家が主体となってチェックできることになっている。一方、「方針」が指す第三者の専門知識のレベルはどのように担保されるのだろうか。また、この第三者が利益誘導などを目的とした不適切な参画を行う可能性は、どのように排除されるのだろうか。</p>	<p>「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）において、会員構成の多様性をさらに充実させるために、幅広い候補者から選定できる方策を検討するとされています。詳細については今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>また、日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があると考えています。このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されることが必要だと考えています。詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、第三者委員会の委員についても必要な手続き等を経て適切に人選されるよう検討していきます。</p>
33	<p>会員・連携会員選考の透明性を高め、外部の意見・情報を取り入れるというのは既定路線だが、それを第三者委員会という形で行うことの目的・意味が不明である。第三者委員の選定が恣意的になされたり、特定の組織・業界等の利害を反映したりするようなことになれば、第三者委員会はむしろ選考プロセスの透明性を阻害する。</p> <p>「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」とは、何を意味しているのだろうか。任命が適正かつ円滑に行われなかった事例の再発を防ぐためには、内閣総理大臣の側が、日本学術会議の推薦に基づいて会員を任命するという日本学術会議法の規定を遵守し、法に定められた通りの人数の会員を任命するようしなければならない。</p> <p>また、内閣府担当者からの説明にあったような、次期会員等の選考を新しい法に基づいて行なうという方針は受け入れ難い。次期会員等の選考は既に始まっており、法がいつ成立するか不明な状態で選考プロセスを当面継続し、法が成立したらそれまで行った作業結果をすべて破棄してやり直すというのは、莫大な労力の無駄であり、学術会議や研究者の政府に対する不信を増すことになる。また、法の成立時期によっては現会員の任期を延長するというのは、前例があるとは言っても現行法に違反し、法治国家としてやるべきではないことである。</p>	<p>日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があると考えています。このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されることが必要だと考えています。</p> <p>会員、連携会員に限らず知見を有する外部の方々からも候補者となるべき者の推薦を頂く仕組みの導入や、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会の設置などにより、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考・推薦及び内閣総理大臣による会員の任命が、適正かつ円滑に行われることとなるものと考えています。</p> <p>また、会員等の次期改選は、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適切かつ円滑に行われるよう、制度改正後のより透明かつ厳格な新たな選考プロセスで行う必要があると考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、過去の例をみると、新たな選考方法に基づいて行う会員の任命は、改正法の施行後1年半程度で行われているところです。</p>

<p>34</p>	<p>「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置」と表現されていますが、具体的にはどのような措置やプロセスを想定されておられるのでしょうか？特に、定員より多い推薦を受け付けることを想定する場合は、任命の可否（特に否）については説明が必要と思われま</p>	<p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>また、日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があると考えています。このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されることが必要だと考えています。</p> <p>会員、連携会員に限らず知見を有する外部の方々からも候補者となるべき者の推薦を頂く仕組みの導入や、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会の設置などにより、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考・推薦及び内閣総理大臣による会員の任命が、適正かつ円滑に行われることとなるものと考えています。詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなります。</p> <p>なお、内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されません。</p>
-----------	---	--

35	<p>「高い透明性の下で厳格な選考プロセス」を実現するための「第三者の参画」とありますが、そもそも「第三者」の選定やそこからの会員や連携会員の推薦の透明性はどのように担保されるのか。また、「第三者」の学術に対する認知レベルはどのように保証されるのか。かつて学協会から会員・連携会員が推薦されていた時代に逆戻りするよう思える。</p>	<p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員に加えて、日本学術会議と対話やコミュニケーションが求められる学協会、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等からも、会員、連携会員の候補者となるべき者の推薦を頂くことが望ましいのではないかと考えています。</p> <p>また、日本学術会議が重要な職務を独立して行うこととされている以上、国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、活動及び運営の透明化にとどまらず、活動を担う会員、連携会員の選考も、透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があると考えています。このため、選考に関する規則や選考について意見を述べる第三者委員会を設置し、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されることが必要だと考えています。</p> <p>詳細については、日本学術会議の意見も聴きながら、今後検討していくこととなりますが、会員、連携会員以外の者からの推薦や第三者委員会の委員の人選は、必要な手続き等に則って適切に行われることを考えています。</p>
VII. 方針「活動の評価・検証等」6に関するご質問		ご質問への回答
36	<p>外部評価対応委員会の機能を強化することは必要と考えるが、「構成および権限」が指摘されており、この権限が何を意図するかが不明瞭である。権限については、意味深長と考える。</p>	<p>日本学術会議は独立して職務を行うことから、活動及び運営について高い透明性が求められます。詳細については、今後検討していくこととなりますが、日本学術会議において、外部有識者の意見を聴きつつ、目標・評価基準等を明確に定めた上で自己評価を行い、結果を公表する仕組みを法定し、活動及び運営の改善に資することを考えております。「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。</p>
37	<p>外部からの評価とは、誰が評価するのか。またその評価基準も示されていない。政府、経済界、産業界は、それぞれ異なる価値観と基準で動いており、学術はそれらから独立してこそ、学術の真価を発揮できる。「独立性」が保たれているかどうか、を評価基準の一つとしていただきたい。</p>	<p>日本学術会議は独立して職務を行うことから、活動及び運営について高い透明性が求められます。詳細については、今後検討していくこととなりますが、日本学術会議において、外部有識者の意見を聴きつつ、目標・評価基準等を明確に定めた上で自己評価を行い、結果を公表する仕組みを法定し、活動及び運営の改善に資することを考えております。「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。</p>

38	現在の外部評価システムについては、具体的にどこが不十分と考えているのか。	日本学術会議は独立して職務を行うことから、活動及び運営について高い透明性が求められます。詳細については、今後検討していくこととなりますが、目標・評価基準を明確に定めることや、評価を次の期の活動や運営に活かしていくことなどの点について改善が必要と考えています。なお、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。
39	行政機関の求めに応じて「間に合うように」意思表示をする機関である（べき）というお考えを示されたらと受け止めました。そうでない場合は、釈明をいただきたいです。	「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）でお示したように、日本学術会議において、政府、産業界や広く社会・国民などと問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化する必要があると考えています。なお、「方針」を踏まえて作成した「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」を12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えています。 12月8日の日本学術会議総会での説明は、科学的助言の審議や発出に当たっては、受け手と十分な対話やコミュニケーションを行っていただく必要がある旨を述べたものです。速記録を御確認ください。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）においても、幹事会のリーダーシップを通じ、政府等との問題意識・時間軸等の共有、レビュー、適時適切な情報発信、フォローアップ等が適切に行われるようガバナンス強化に取り組むこととされているものと承知しています。
Ⅷ. 方針「財政基盤の充実」7に関するご質問		ご質問への回答
40	「政府等と日本学術会議の連携の強化・促進に必要な取組等が現状のリソースで十分に行えないのであれば、所要の追加的措置を検討する。」とあるが、追加措置はどの程度の金額をいつ措置するのか。次期通常国会に法改正を上程するのであれば、現時点で決まっているべきではないのか。	「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）に基づく日本学術会議の自己改革、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）に基づき所要の改革などを通じて政府等と日本学術会議の連携の強化・促進を図る中で、必要な取組が現状のリソースで十分に行えないのであれば、その際、所要の追加的措置を検討することになると考えております。
41	日学の「より良き役割発揮」報告書において指摘しているように、充実した科学的助言を実現するためには、常勤の研究者等を含む専門的スタッフの充実など財政基盤への投資が不可欠であるが、この点について、海外のアカデミーの状況を調査した上で検討を行ったのか。その検討結果はどのようなものだったのか。	各国アカデミーの運営の実態は、歴史的・社会的背景が異なるため単純な比較はできないと思われませんが、政府に科学的助言を行う際にプロジェクトごとに委託契約を締結する国、提言活動に係る経費の大部分をアカデミー自身の資金で賄う国、政府から科学的助言を求められた場合にはその経費を公的資金で賄う国などが見られました。
Ⅸ. 方針「改革のフォローアップ」8に関するご質問		ご質問への回答
42	3年～6年の活動は誰が評価するのか。	政府において評価を行います。

43	<p>学術会議のあり方や活動の充実・発展に関する検討はあくまで学術会議自体の主体的取り組みとして行われるべきであり、これに政府の側が介入し、「改革のフォローアップ」等と称して圧力をかけることは適切ではない。「関連法施行後3年及び6年を目途として、設置形態および組織体制の在り方等について検討を加え、必要があると認められるときは、最適の設置形態となるよう所用の措置を講ずる」という文言は、この文書の「方針」を受け入れさせるための露骨な圧力、「恫喝」とも捉えられかねないものであり、見識を欠いているのではないか。</p>	<p>一般的に、改正法の施行後、改正法の施行状況等について、一定期間が経過した後にフォローアップを行うことは、制度の新設・改正の際には頻繁に見受けられる手法だと認識しております。</p> <p>なお、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）の8.では、「必要があると認められるとき」は、「国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め」（以下略）としているところであり、「方針」公表時及び12月8日の日本学術会議総会でも明確にさせていただいたとおり、特定の組織形態を前提とした議論をしているわけではありません。速記録を御確認ください。</p>
44	<p>この提案は、日本学術会議に対する脅迫のように受け取れるが、表現等を変更する可能性はないか。改正案が明確でないのに、それを先取りしている提案のように読める。</p>	<p>一般的に、改正法の施行後、改正法の施行状況等について、一定期間が経過した後にフォローアップを行うことは、制度の新設・改正の際には頻繁に見受けられる手法だと認識しております。</p> <p>なお、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）の8.では、「必要があると認められるとき」は、「国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め」（以下略）としているところであり、「方針」公表時及び12月8日の日本学術会議総会でも明確にさせていただいたとおり、特定の組織形態を前提とした議論をしているわけではありません。速記録を御確認ください。</p>
45	<p>必要とは、どのような基準で誰がどう認めるのでしょうか。独立の機関であるのだから、機関が、幹事会や総会を経て意思決定するという理解でよろしいか。</p>	<p>フォローアップのプロセスや方法は具体的な状況によって異なり得ると考えられることから、現時点で詳細な回答はいたしかねますが、基本的には、政府において、日本学術会議の改革の進捗状況、活動や運営の状況等を勘案しつつ検討を加え、判断することになるものと考えております。</p>
46	<p>「改革のフォローアップ」に関する審査等は、だれがどのような手続きで行うのだろうか。「国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め、最適の設置形態となるよう所要の措置を講ずる」とあるが、現時点において、「別の法人格」が「最適の設置形態」と考えられているとするならば、「方針」でなぜそれが主たる方針として示されていないのだろうか。そうでなく、「最適の設置形態」がどのようなものであるのか明確でないとするれば、海外の事例を含めて広範かつ綿密な調査を実施して「最適の設置形態」を確認する作業が必要となるのだが、そのよう作業を行うことが予定されているのだろうか。</p>	<p>フォローアップのプロセスや方法は具体的な状況によって異なり得ると考えられることから、現時点で詳細な回答はいたしかねますが、基本的には、政府において、日本学術会議の改革の進捗状況、活動や運営の状況等を勘案しつつ検討を加え、判断することになるものと考えております。</p>

47	<p>改革のフォローアップとして書かれていることは、「政府は」が主語なのではないでしょうか。そうだとすると、日本学術会議は政府にぶら下がった機関ということになりますが、日本学術会議の独立性と矛盾しませんか。</p>	<p>フォローアップのプロセスや方法は具体的な状況によって異なり得ると考えられることから、現時点で詳細な回答はいたしかねますが、基本的には、政府において、日本学術会議の改革の進捗状況、活動や運営の状況等を勘案しつつ検討を加え、判断することになるものと考えております。</p> <p>日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の国の機関として置かれており法改正の施行状況を政府がフォローアップすることと日本学術会議の職務の独立性は直接的には関係ないものと考えております。</p> <p>平成13～15年及び平成26・27年に行われた日本学術会議の在り方についての検討も、最終的には政府の責任において行われたものと承知しております。</p>
X. その他のご質問		ご質問への回答
48	<p>政府が求める「改革」の具体的な案を示してほしい。それは、学術会議が提出した「より良い役割発揮に向けて」で示された改革とどのように違うのか。不十分な点があると指摘するならば、それは何か、明確にしていただかないと、議論ができない。議論ができないように、曖昧な文面で方針を出し、議論のないままに法改正することは、改革の手続きとして、正しいものではない。法改正には、双方が十分に話し合い、納得することが必要であり、一方的な押しつけは、政治が学術を支配する布石と見える。</p>	<p>日本学術会議自らが、対話機能、科学的助言や会員選考等において検討すべき課題があるとの認識の下、自ら行うべき改革について、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）を取りまとめられ、現在、それに基づいて、改革が進められているものと承知しています。</p> <p>政府としても、このような改革の基本的な方向性については共有されているものと認識しています。</p> <p>他方で、日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、これまでも累次の報告書等において改革が求められてきたことも踏まえれば、これ以上の先延ばしは許されず、徹底的な改革が一定の時間軸の下で迅速に実現されることが重要であると考えています。</p> <p>「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）を踏まえて作成した具体化検討案について、12月21日の日本学術会議総会にお示しさせていただきたいと考えております。</p> <p>いずれにせよ、今後日本学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けて必要な検討・作業等を進めてまいります。</p>

○以下は、ご意見として承らせていただきます。

I. 総論・前書きに関するご意見	
1	<p>会員選考方法を含む日本学術会議の在り方を大きく変える可能性のある重要な問題について、当の日本学術会議会員など関係者が概ね納得できるだけの十分な議論を重ねもせずに法改正という手段によって強硬に進めようとする事は、日本学術会議の独立性を侵す政治の介入だと思えます。</p>
2	<p>全てに共通する意見なのですが、確かに決定のスピードなど、分野間の検討手法の相違などもあるのですが、それでもDX対応などで早められる点が多々あり、学術会議側も更なる改善を続けるべきと思えます。ただその時の課題に応じた臨機応変な部門設定などは課題別として対応しつつある点も多々あり、現下の科学的対応を急ぐ国際問題の多さから考え、急いだ法改正でその対応のためにかえって活動の停滞や混乱を招くよりは、現行法でできるところの実行を最優先にさせていただければと思えます。ともかく、「目前の未知な問題に異なる視点での意見、対応手法を種々提案する」のは日常から「現在と異なる対応を独自性の源泉として考えること」を生業としている学術分野の人間の活用が最も有効であり、その点が（短期的には批判として政治的には聞き苦しいものがあったとしても）行政側にとっても大きな利益となると思えます。チャレンジャー事故の真の要因を指摘し、その後のNASAの宇宙計画の大きな見直しの引き金となったファイマン教授の判断は、まさにその典型と考えます。改正法対応作業やそのための組織改革で時間、相互信頼を、今このタイミングで失うことは、国とその安全・安定にとっても大きな損失と危惧します。</p> <p>もちろん多様な視点を入れ込むための政治側からの学術界への閉鎖性の批判（今風ですと上級国民差別感批判でしょうか）や改革要請は、ギリシャの昔から常にあったものと私は理解しています。それに応えるべく、学術会議側もこの機会に外部意見委員会を、現在よりも拡張して、国民、行政、司法などの立場の意見を取り込めるように、正式活動に（法律上も）入れ込むことは、法改正や指摘を待つまでもなく今後も重要課題と思えます。</p>
3	<p>従来からのSDGS、環境・エネルギー問題に加え、防衛費の大幅増額（専守から反撃力保持への転換）、能動的サイバー防御、そして通産省や文科省をも巻き込んでの経済安全保障関連研究の推進（デュアル・ユース研究）など、未だ国民の理解が得られているとは言い難い国防施策が急速に進められる中、日本学術会議が学者集団として、中立の立場で、国民の生活安全に関わる重要な問題を独自に調査し発信していくことは、日本の未来のために極めて重要である。日本政府にとっても、過去の戦争の反省を踏まえ、こうした組織を内部に持つことの重要性を今一度認識すべきところが、今回このタイミングでの「政府等と問題意識や時間軸等を共有」するための法改正と組織改革という提案では、これを素直に受け入れることは、自らの責任として、極めて難しい。</p>
4	<p>日本学術会議法第三条「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」にあるように、内閣府の管轄にあるが、自律した組織として科学に関する重要事項を審議・実現してきた。方針の第4パラグラフに記されている「今後、本方針に基づき、下記の点を中心に日本学術会議の意見も聞きつつ、法制化に向けて具体的措置の検討、所要の作業等を進め、日本学術会議会員の任期も踏まえ、できるだけ早期に関連法案の国会提出を目指す」とされており、日本学術会議法の廃案が懸念され、日本学術会議の政府からの自律した立場での活動ができなくなるという、学問の自由を揺るがす事態が心配される。</p>
5	<p>賛成です。</p>
6	<p>「中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する科学的助言」を行うためには、学術の多様性を確保し、多様な観点からの議論と検証が欠かせない。政府側からは、「地球規模の課題や新興技術と社会との関係」などの課題が上がっているが、その問題だけを取り上げて解決できるものではない。むしろ学術側が、政治とは異なる視点と問題意識、価値観をもっていることこそ重要で、その多様性・独立性が確保されることが望まれる。</p>
7	<p>政府から見た日本学術会議の役割が、科学至上主義的な感がぬぐえない。文系的あるいは芸術的な観点についての重要性が看過されているように読める。</p>

8	ロシアによるウクライナ侵攻、権威主義のもとに力による国際社会の現状変更を試みる隣国の度重なる不適切行為など、我が国を取り巻く国際情勢は益々緊張を高めています。特に、彼の国においてはミサイル開発は完了し、あらゆる種類のミサイルが30カ所以上に配備され、現在は戦略核開発のためプルトニウム濃縮を行っている段階と国内外の専門家の見解が報じられています。政府として、国民の生命と財産、我が国の平和・安寧を確保するために、戦争勃発を未然に防ぐことが喫緊の課題となっています。学術会議においては、先の大戦への学術の戦争協力を反省し、との枕詞のもとに、戦争や防衛についてはタブー視され、議論の対象としない方針と理解しています。しかし、現在は、日本が他国からの侵略に毅然として反対し、戦争を未然に防ぐために何を実行すべきかという判断が求められているところが先の大戦当時・前後と真逆であり決定的な違いです。「世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいく」の一文には政府の強い希望が込められていると感じます。
9	日本学術会議が、国民から理解され信頼される存在であり続けるべき、という点は、その通り、と思います。しかし、「だから、政府等と問題意識や時間軸を共有することが必要」とは、ならないと思います。「政府等と問題意識や時間軸を共有することが必要」である理由は、「国民から理解され信頼される存在であり続けるべき」だから、ではなく、別の理由があるように見えます。「国民から理解され信頼される存在であり続ける」ためには、科学者としての良心に従って行動することが、まず第一に、絶対に必要です。
10	日本学術会議のより良いあり方、役割発揮に関しては、学術会議自身によって現行法の下で改善の努力がなされてきており、それで十分である。あえて法改正を必要とする理由、政府が学術会議のどのようなあり方が望ましいと考えているのか、その理念がまったく不明であり、この作文は「総論」の体を成していない。「新たな組織に生まれかわる覚悟で抜本的な改革を断行する」は、言葉が勇ましいだけで無内容な表現である。
11	ここで書かれていることはいわゆる科学アカデミーに一般的に求められるものであって、現状の日本学術会議に何が不足してきたかのかがあまり明確に（明示的に）示されていないように思われます。本質的に、具体的に何を改革していくべきかの示唆に乏しい印象が拭えません。
II. 方針「科学的助言等」1に関するご意見	
12	「期」を超えた活動をシームレスにできるようにすることはいろんな意味で非常に重要だと思います。
13	日本学術会議が、科学技術に関して「国民からの理解と支持の獲得や社会との対話の促進に資するため」に活動するのは当然であるが、これがあくまで「政府方針」について国民の理解と支持を獲得するための活動であるべきということになれば、それについては単純に同意できないし、同意すべきではないと思う。「政府等と日本学術会議との連携の強化・促進」についても、時には意見を異にし、議論をするということを目指すのであれば賛成であるが、政府の政治的判断への絶対的協力ということになれば、それには同意できない。
14	問題意識は政府と共有できるとは限らない。政府の問題意識は、財界及び政権党の意見に強く影響を受けるため、学術の立場からの問題意識を尊重してもらう必要がある。
15	「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を適切に推進するとともに、国民からの理解と支持の獲得や社会との対話の促進に資するため、「期」を超えた基本的な活動方針を策定すべきこととする。」とある。これまで、学術会議は、日本学術会議法第四条、第五条にあるように、政府からの諮問を学術会議が受け、学術会議は政府に勧告ができる、という関係性において、政治と学問とが自律した位置づけにおいて機能してきた。「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を適切に推進する」というり方は、政策に資する活動を示唆しているように受け止められる。日本学術会議の自律的な活動を堅持していくことが望まれる。
16	賛成です。
17	「期」を越えた基本的な活動方針を策定すべきとする提案はありうると思う。しかし、現在の3年間の期の体制であっても、期を越えて継続が必要な分科会などはメンバーを変えながら継続できており、現状でも可能であると思われる。ただ、継続分科会であっても、期の始まりの組織作りに数か月かかることから、その手続きを簡便化することでより効率化できると思われる。

18	政府等（政府および産業界・経済界等）と学術会議が「問題意識を共有」することを最初から前提とするのは間違っている。「問題意識」は学術会議の場合、科学的・客観的な学術研究を通じて形成されるもので、それに基づいて政府とは独立の立場で提言・問題提起を行なうことにこそ学術会議の存在意義、さらには社会・国民にとっての有用性があると考えられる。
19	「政府等と問題意識や時間軸を共有しつつ」が冒頭に来ることはナンセンスである。学術研究から発せられる意見は当然政府の利害と一致しないことがある。学術は真理の探究や、長い時間の中で遠い過去や未来についても考察する活動だからである。問題意識や時間軸に差異があるからこそ、そこから有意義な議論が生まれ、それが最終的には国民や国家の発展にとって利益となる。もちろん対立関係が望ましいわけではないが、「問題意識や時間軸の共有」は、そうした議論を通じて目指すべき目標の一つであって、始めから政府と学術会議との関係の前提となってはならない。
20	12月8日の総会でも会員から発言がありましたが、学術研究は「政府等と問題意識や時間軸等を共有」できない場合があります。政府等と違う視点から人類に貢献することも重要であることを再度主張すべきです。
21	「中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を適切に推進するとともに、国民からの理解と支持の獲得や社会との対話の促進に資するため、「期」を超えた基本的な活動方針を策定」という点はその通りだと思いますが、「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ」という表現に、政府等と同じベクトルを向くことを求めていると思わざるをえません。政府がよりよい政策を実行していくためには批判的な意見も重要なものと考え、「『科学的見地』からの批判を期待する」という態度が必要と思われまますし、そのようなことを陽に記載しても良いように思われます。「連携の強化・促進」にも、同様に、政府とおなじ思考を求めているように見え、危うい印象が拭えません。批判的な意見にも耳を傾けるというニュアンスが読み取れるような記述になることが望ましいと思います。
Ⅲ. 方針「科学的助言等」2に関するご意見	
22	言っていることは理解できます。8日の総会では、「政府等との問題意識・時間軸等の共有」というフレーズに否定的な意見が出ていましたが、共有できることは共有する、共有できないことは共有しない、という是々非々のスタンスでいいのではないかと思います。
23	任命問題が生じる前の、前期までの学術会議の「あり方」では、科学技術の光と影の、むしろ「影」の部分についても、文理融合・分野横断組織である学術会議の特徴を活かし、真摯に議論し、理解を深めることが求められていた。しかし今回、「科学的助言等対応委員会等の機能強化」として、政府等との問題意識・時間軸等の「共有」が強要され、この「影」の部分の議論が国民に届かなくなるのであれば、それは反対である。「高い透明性・客観性」の保持は望むところである。
24	高い透明性・客観性を政府が歪めないように期待する。
25	「すべての学問分野に開かれた日本学術会議の特徴をいかしつつ、政府等との問題意識・時間軸等の共有、レビュー、適時適切な情報発信、フォローアップ等が、高い透明性・客観性の下で適切かつ確実に行われるよう措置する。」とあるが、ここでも、政府等との問題意識・時間軸等の共有、レビューが強調されており、政策に資する学術ということが強調されている。広く学術の発展に資する活動についてより自律的・自由性をもって活動できるあり方が損なわれないようにすべきである。
26	賛成です。
27	「政府等との問題意識の共有」という発想に疑問がある。（上記「1」参照）
28	提言等のフォローアップには、提言等の相手である政府等の協力が不可欠である。学術会議が提言のインパクト等を自己点検するだけでなく、政府等がどのように対応したのかを点検できる仕組みが必要である。
29	「政府等との問題意識や時間軸等の共有」という表現が再び使用されており、政府等と同じベクトルを向くことが強く意識されている印象を拭えません。
Ⅳ. 方針「科学的助言等」3に関するご意見	

30	会員数に比して、委員会、分科会が多すぎると思う。過去に必要性があって設置したとしても、状況の変化に伴い存在意義が低下した分科会は多いのではないか。どうしても期間中に提言以上の文書を出す必要性のある分科会のみ設置するなど、設置基準を見直すべきと思う。
31	従来の分野別委員会と俯瞰的・横断的委員会を両立させるべきである。
32	委員会・分科会は、学術の専門性や分野をあらわしており、その見直しについては慎重な取り組みが必要と考える。
33	これは最もな指摘だと思います。
34	賛成です。
35	委員会・分科会等の在り方についての見直しについては賛成である。
36	1とも関わるが、分科会や小委員会は、ボトムアップ的な会員・連携会員からの特定のテーマに特化した実質的な議論の場となるので、従来の設置手続きで構わないように思われる。ただし、手当や対面開催の旅費の上限がある中での開催回数などが毎期問題となるが、予算との関係でのシステムが構築されるといいのですが（妙案があるわけではありません）。
37	委員会・分科会等のあり方や連携・分担については学術会議内部で不断の検証や議論がなされていることを認識すべき。
38	ここに書かれていること自体に異議はないが、総会で内閣府担当者から説明のあった、新しい部を設けるという案は極めて問題が大きい。学問分野の区分は学問内部の変化によって見直されうるものであり、学問分野としての部の区分は、学術会議内部で十分に時間をかけて議論しない限り変更され得ない。他方、組織としての部の区分は学術会議の活動を強く拘束するようなものではなく、部の区分を超えた活動が行われており、今後の改革によってそれはさらに柔軟に行えるようになるはずである。当面力を入れる分野を取り出して部を作るのは、そういった部を超えた柔軟性に逆行するものであり、将来重点を置くべき分野が変わった時に活動を阻害する要因になりうる。
39	「多様な視点や俯瞰的な視野の確保、横断的な連携」というのはよく分かりますが、個々の深い専門性に立脚して連携が行われないと「俯瞰的」が「総花的」で形だけになってしまうことにも注意願いたい。
V. 方針「会員等の選考・任命」4に関するご意見	
40	言っていることは最もであり、今回の会員選考方針も大枠ではこれに沿っているように思います。
41	会員選考方法に関しては、現在の手法で実施する学術会議会員側にも、労力の限界が来ているように感じています。また国の機関として行政側との意見交換も密なものも急速に求められており、コオプティションを原則維持するにせよ、ある程度多様な機関からの推薦分も混在させる方が良いように感じます。
42	若手に研究以外の負担を強いることにならないよう配慮する必要がある。
43	「新たな学問分野・融合分野からの積極的な登用、分野・活動領域・年齢等のバランスの確保等に努める」とあるが、現行法でも、そのように努めていると認識している。
44	賛成です。
45	基本的に賛成である。
46	基本的に、提案されていること会員の資質に異論はなく、今回の会員等の推薦にあたっては、そのような項目を含められていて改善がなされた点は評価される。問題は、優秀な人材であっても、基本的には、会員は、通常の各自の教育や研究の努力に加えて、ボランティアな献身的精神が必要であり、そのような観点は、一般的にはデータから読み取れず、現在の選考方法はそのような観点を考慮できる仕組みであると考えられる。
47	バランスのとれた会員構成、社会との対話能力等は既に学術会議が選考方針に掲げ公表していることを認識すべき。また、学術会議は年齢等に加え、ジェンダー・バランスの改善にも積極的に取り組んでいる。
48	バランスの確保の基準にはジェンダーを入れることが不可欠である。

VI. 方針「会員等の選考・任命」5に関するご質問・ご意見	
49	これは政府側からの重要な指摘だと思います。私は、現在進めつつある26期会員の選考プロセスが「高い透明性」を持っていないのではないかと危惧しています。8日の総会では、たくさんの会員から会員候補者の推薦についての質問がありました。現在の会員・連携会員は自動的に次期会員候補者リストに載ると説明がありましたが、敢えて自分の推薦枠に記載した方が選考に有利になるのではないかと感じておられる会員が少なからずいた訳で、新しい選考方針においても会員が正しく理解できていない選考プロセスであることの証左であり、決して「高い透明性」を有しているとは言えないと感じました。もう少し細部にわたった丁寧な説明が必要ではないでしょうか。
50	「国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」という意味が、政府の政治的判断への絶対的同意を会員選考の基準とするということであるならば、極めて問題であり、決して賛成できない。
51	会員等以外による推薦などの第三者の参画など、の第三者の参画の意図や具体性がやはり不明。現在選考プロセスの改革を行い実行しようとしていることを勧告して頂きたい。今回の問題は拒否理由が明らかでなく、この学術分野は不適切なのか、この人物は不適切なのか、あるいは他の理由なのか、分からない。
52	日本学術会議の会員・連携会員の選考は、コ・オペレーションにより自律的に実施してきた。 「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進めるとともに、」とあるが、基本的に、学術組織に関する選考に関しては、コ・オペレーションにより自律的に実施されることが必須と考える。もしも、この第三者が政府よりの推薦で参画する仕組みとなった場合、26期の会員任命拒否が選考プロセスにおいてなされる可能性生じる。また、ことさらに、「国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」と記されており、学術会議における自律した会員選考は形骸化する危険性が高いと考える。
53	第三者を入れる場合、評価基準を事前に明確にして、その基準が満たされているかどうかを審査する形でなければならない。また、分野によって、評価基準は変わってくるはずであるが、この点の議論の整理は未だついていない。
54	賛成です。
55	「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進める」とあるが、第三者の関与をもっと具体的に明らかにすべきである。第三者からの会員候補を推薦することは当然あってよいと思うが、選考プロセス自体は学術会議が行うよう主張すべきである。 210名の定員以上に選んだ後に第三者がその中から選ぶようなシステムにならないことを主張すべきだ。
56	学術会議は会員による推薦の前提となる会員候補者に関する「情報提供」を会員以外の学協会、さらに産業界・法曹界等からも求めるなど、開かれた態勢のもとで会員推薦作業を進めていることを認識してほしい。選考プロセスは現在でも透明性と厳格性を備えており、学術会議による選考・推薦は適正かつ円滑に行われている。(※ただし25期会員の選考にあたっては、内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われなかったため、会員に欠員が出るという変則的事態が生じている。)
57	参画する「第三者」とは誰なのか、まったく不明確であり、このような重要な点を曖昧にしたまま方針として認めることは到底不可能である。「内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう」とあるが、それを不適正で円滑を欠いたやり方で行ったのは菅総理大臣の時の政府である。従ってこの文言は、今後も政府による理由説明なしの任命拒否がありうるということを婉曲に示すものとし解釈できない。
VII. 方針「活動の評価・検証等」6に関するご意見	
58	組織の問題点を洗い出し、改善策を検討する上でも外部評価は重要なので強化することに賛成します。
59	これについては賛成である。外部評価を通じて、現在の会員手当辞退、旅費自己負担が当然であるかのようなボランティア的活動状況の見直しを図る良い機会である。市民向けのフォーラム等を除き、土日の会議が多い実態も見直すべきである。

60	<p>冒頭で「日本学術会議は独立して職務を行うことから、他の行政機関以上の徹底した透明性が求められる」とされておりますが、その通りかと思えます。それであればなおさらのこと、5. 「国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」という方針は矛盾しているように思われます。</p> <p>日本学術会議がその時々の政治的な権力の意向や外部的な利害関係に左右されることなく「徹底した独立性」を担保するために（ここで言う「独立性」や「透明性」とはそうした意味をもっていることをご理解頂くことが前提かと思えます）、これまで政府等はその賢慮のもとに注意深く「法」の運用をしてきたのだと理解しておりますが、そのことを今一度確認して頂ければと思えます</p>
61	<p>現在、公表文書（報告、提言等）の作成プロセスが、公正化、透明化を意識したためか、相当に複雑かつ手間がかかる。外部評価委員会を設置することで、内部の作成プロセスが簡略化されるなど、作業量全体が適正になるのであれば賛成だが、現在の複雑なプロセスに、さらに外部評価がアドオンされるだけであれば、単に議論が「屋上屋を重ねる」だけであり、あまり意味がないと考える。</p>
62	<p>政府の評価が入ると事務量が膨大になるのが通例であり、これに対応する事務分門の充実も要求する必要がある。</p>
63	<p>賛成です。</p>
64	<p>今期最初の6名の会員の任命拒否問題で明らかになったことの1つは、日本学術会議のことについて、多くの一般市民に知られていないだけでなく、多くの大学教員・職員にも十分に理解されていないという点である。これは、日本学術会議、会員・連携会員が、その活動に関する情報発信を十分に行ってきた来なかったことにもよる。今期取り組まれたHPの改良など、情報発信の改良がみられるが、もっと積極的に今後も広報活動を充実させるべきと思う。</p> <p>例えば、公開シンポジウムは原則録画をとって、後日、YouTubeなどで配信したり、提言や見解などを発出するときは、記者クラブで会見をしたり、要点をまとめた短くて構わないのでYouTube配信することなどもあっていいのではないかと思う。もちろん、そのような広報活動ができるスタッフを事務局に置くか、外注するなどするのもありうるかと思う。</p>
65	<p>外部評価は透明かつ厳格に行われていると承知している。</p>
66	<p>日本学術会議に国の機関としての透明性が求められるのは当然であるが、「独立して職務を行うことから、他の行政機関以上の徹底した透明性が求められる」という理屈はおかしい。他の行政機関に関して指摘される不透明性の多くは、機関の幹部や政治家に対する忖度のような、独立性の欠如に由来する問題である。独立しているから外部による評価・検証を強化するという方向性が、外部からの圧力、ひいては独立性の毀損につながらないよう注意しなければならない。</p> <p>また、行政機関の不透明性は、権限の拡大・濫用志向と結びついていることが多いが、学術会議には強制力を伴うような権限はほぼ存在しない。権限がないのに評価・検証を強化するというのでは、学術会議側も評価者側も、時間と労力を浪費するだけになりかねない。ただし、下記「その他」で述べるような学術会議の権限拡大が実現される場合には、それに見合った評価・検証が必要になるであろう。</p> <p>なお、「外部評価対応委員会」は「外部評価有識者」の誤りだろう。</p>
<p>VIII. 方針「財政基盤の充実」7に関するご意見</p>	
67	<p>現状のリソースは十分とは言えないので所要の追加的措置はぜひ行っていただきたい。</p>
68	<p>活動及び運営、支出などについて見直しを行うことは賛成である。ただし、経費の支出について「政府等と日本学術会議の連携の強化・促進に必要な取組」、すなわち「政府方針」について国民の理解と支持を獲得するための活動に限るということであれば、反対である。</p>
69	<p>「政府等と日本学術会議の連携の強化・促進に必要な取組等が現状のリソースで十分に行えないのであれば、所要の追加的措置を検討する」とありますが、そもそも強化・促進をはかる前に、わが国を代表すべき学術機関である日本学術会議の研究体制のあり方（事務やURAIに係るスタッフ等）やそれを支えるための基盤的な予算の規模などを、今一度グローバルな視点から検討すべきかと思えます。</p> <p>また、学術活動を円滑に行えるように予算の使い方などについても一定の自由度を認めるなどの措置も改めてご検討頂きたいと思えます。</p>
70	<p>財政基盤の充実については、現状では予算制限により、委員会や分科会の開催が制限されている。曖昧な表現でやや危惧される条件下ではあるが、財政基盤の充実と言及されたのは評価したい。</p>

71	「政府等と日本学術会議の連携の強化・促進に必要な取組等が現状のリソースで十分に行えないのであれば、所要の追加的措置を検討する」と追加的措置について、政府等との連携に限局されている。学術の発展に寄与する取り組み全体に対して追加的措置がなされる必要がある。
72	賛成です。
73	特になし。
74	分科会の運営や、活動の広報活動とも大きく関わるので、多様な観点から検討が必要なことは間違いない。また、日本学術会議が国際的な連合や学会などの各国からの負担金をカバーしてきたことは承知しているが、日本の学問を下支えする重要なもので、今後も継続的に実施していただきたい。
75	学術会議は国の機関であり、円滑な活動、また活動の中立性・不偏不党性を担保するためにも、経費が国庫の負担であることは当然であると考えられる。活動の充実・発展や円滑な運営のための検証は不断に行なっている。
76	「政府等と日本学術会議の連携の強化・促進に必要な取組等が現状のリソースで十分に行えないのであれば」とのことだが、ここは、本来は、「国民からの信頼にこたえるために必要な取組等が現状のリソースで十分に行えないのであれば」であるべき、と思います。
77	現状の日本学術会議の予算はとても足りないと感じています。「アベノマスク」260億円の支出と日本学術会議年間予算10億円の支出のバランスを考えて欲しい。
78	「政府等と日本学術会議の連携の強化・促進に必要な取組等が現状のリソースで十分に行えないのであれば、所要の追加的措置を検討」との記載がありますが、ここからも、政府等と同じベクトルを向くことが強く期待されているように読めてしまいます。
79	現状のような年間1、2回しか委員会や分科会がもてないような予算状況で、十分な議論が出来るわけではないと考えます。会員、連携会員にはそれぞれ本務があり、その隙間を使って活動しているのが実体ではないでしょうか。少なくとも日本学術会議の活動はボランティアで行うような性格のものではなく、きちんと国庫から手当が支払われてしかるべきと考えます。また、インターネット環境などの整備も大幅に遅れていた状況の中で、運営を合理化するにも限界があると思います。
IX. 方針「改革のフォローアップ」8に関するご意見	
80	政府の方針は設置形態を含めて、あらゆる可能性を否定しない改革方針だと理解しました。日本学術会議は国の機関であるので、国会で定められた方針に従って改革を行うのは当然だと思います。しかしながら、誤解に基づいた指摘や改悪については国会で決められる前に、対話を通じて理解を得ていくことが重要だと思います。
81	「国とは別の法人格を有する独立した組織とすること」「財政基盤の在り方等について検討すること」について反対ではないが、現実問題として、国立私立問わず、未だ大学には国の予算が大きく投入され、産業育成ですら国主導で行われている我が国において、日本学術会議のような団体が、民間からの寄付などの自己財源で運営できるとは思われな。これは日本学術会議の国民からの期待が低いということではなく、文化的背景によるものである。さらに言うならば、日本学術会議のような政府方針に反対意見を唱えられる組織を政府内部に持つことの重要性（国民と諸外国の信頼を得る上で極めて重要）を今一度認識していただきたい。
82	「必要があると認められるときは、国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め、最適の設置形態となるよう所要の措置を講ずる。」とあるように、改革のフォローアップという名のもとに、学術会議の別法人化へのルールが引かれているように受け取れる。政府の方針に従わなければという強制力にも受けとれる。学術の発展に寄与する組織としての自律性を脅かすことを危惧する。
83	学術会議の役割や改革のゴールについて政府と学術会議の間に共通認識がない現状で、一方的にこのような条件は飲めないと思います。
84	賛成です。

85	<p>関連法の具体的な内容がわからないなかで、その施行後3年及び6年を目途に、必要があれば大幅な改革を行うということで、政府側も今回何をどのように改革すべきかの具体的案まで提案できなかったために、先延ばしした感がある。</p> <p>我々としては、引き続き、一般市民はもちろん、すべての学協会、大学、研究者、さらに企業や政府機関、地方自治体に向けて、日本学術会議の存在や活動の重要性を広く理解してもらおう広報活動を展開するべきと考える。</p>
86	<p>関連法の施行後3年及び6年を目途として、状況を勘案し、さらに在り方について検討を加える、というのであれば、このように、現法に規定されていない事項（会員等の任期の延長など）の実施を前提にしたうえで、関連法の施行をめざす必要は、ないように思います。今、やっと内閣府方針が提示されたので、それを基にして、もっとじっくりと検討したうえで、必要ならば3年後の会員等の任命に間に合うように関連法を国会に提出すればよいと思います。</p>
87	<p>12月8日の総会の時にも発言しましたが、「国とは別の法人格を有する独立した組織」となった場合に、日本学術会議の勧告や助言が政府に受け入れられるのかどうか不明です。</p> <p>当日の笹川室長の回答も明確ではありませんでした。「仮の話には答えられない」というのは説明責任を回避しています。仮のことが起こったとしても、その場合はどうするかを明確にしておく必要があります。</p>
X. その他のご意見	
88	<p>今期の数多くの、困難な課題に、果敢に、かつ冷静に挑戦されている幹部の皆様にご心よりお礼を申し上げます。</p>
89	<p>法令案に記載される文言にも左右されるかと思いますが、政府の補弼機関のような位置づけと解釈されるようなものとなった場合、日本学術会議の国際的な地位の低下を招くことが懸念されます。日本学術会議が世界の中でアカデミーとして認識してもらえなくなるような立法が望まれます。</p>
90	<p>この文書ではなく、内閣府の方が説明を始められる際に、「色々な可能性があったが、最終的に国の機関として存続する方針になった」という趣旨のご発言がございました。おそらくあの方は、この点について、極めて大きなご尽力をされたのだと推察いたします。（5、6、8で「国の機関」であることに触れているのも、それが大きな争点であったことを示していると考えます。）「国の機関として存続」は日本学術会議が求めていた重要事項ですので、それについて、日本学術会議の幹事団のどなたかから、謝意があるべきと思いました。その後は、意見や質問ばかりで、丁寧な回答に対する謝意は示されましたが、この点についての謝意は示されなかったように思います。もし私があの方の立場だったら、「折角頑張って頑張って『国の機関として存続』という方針まで持ってきたのに、日本学術会議はまったく感謝してくれないんだ」と心底がっかりし、さらに、日学に嫌気がさしたかもしれません。担当者に対し、その頑張りをお礼を述べず批判ばかりで、「気持ちに寄り添わない」姿勢は、感性工学の研究者、また教育に携わる者として、とても残念に思いました。</p>
91	<p>総論・前書きの欄にも記入したが、防衛問題、経済安全保障問題等に関して、学者からの意見の表出が求められるこの重要なタイミングで、法制度見直しにより、日本学術会議の実質的活動が制限されたならば、歴史的な問題になるであろうことも考慮の上、行動いただきたい。</p>
92	<p>12月9日総会でも多くの会員から意見が出されたが、私の質問に対して、笹川氏は、方針は修正されることがないと口頭説明があしました。内閣府には、この点を緩和いただけるようお願いいたします。</p>
93	<p>やはり任命拒否問題が根底にあると考える。今期の任命拒否について、考えは変わらないとのことで、今後も任命拒否は行えると理解した。末節な事だが、例えば人数について、10名でも30名でも、そして105名全員拒否も可能となる。今回の問題は拒否理由が明らかでなく、この学術分野は不適切なのか、巷間言われている様にこの人物は不適切なのか、あるいは他の理由なのか、分からない。これでは問題解決に至らず、任命拒否という事実だけが後世に残ることになり、不幸だと思う。</p>
94	<p>方針の策定、法整備も拙速にならないよう十分に準備し、27期の会員選考からとしたほうがよい。</p>

95	<p>「日本学術会議には、政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を適時適切に発出することが求められている。また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが、「科学技術立国」の実現や我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上等のためには不可欠である」と前文にあるように、本方針が日本学術会議が政府との連携を強調し我が国の課題に対応することとしての意義が強調されている。気を付けなくてはならないこととして、軍事研究に対する取り組みがある。これまので、学術会議が声明を発してきたように、軍事研究を行わないという立場を堅持していくことを忘れてはならない。</p>
96	<p>内閣府の方は、学術会議の意見は拝聴するが、相談ではないと言っておられたように思います。とりあえず意見を聞いたので次に進めるというやり方は、国会でもよく見られます。学者とは根本的に議論の意味が違うと感じました。この様な意見徴収も、単なるガス抜きであれば意味がありません。意見の折り合いがつかないときに、学術会議側にどのような選択肢があるのでしょうか。これまでのような大人な対応をしても、あちらは全く意に介さないことは証明されています。</p>
97	<p>特にありません。</p>
98	<p>各会員にそれぞれ内閣府の案に意見を求めることはよい事だと思いますが、21日総会当日は執行部はどのような対応をされるのか、事前に教えていただきたい。時間がないので方針を明確にしていただければありがたいです。 ただお互いに意見を出し合って時間切れになってしまわないのか、心配です。 現在の内閣府の説明ではどのような改革、法改正を行うか、まったく不明であり、このまま2月に国会に提出されてしまってよいのか、今回総会で断固とした態度をとるべきでしょう。執行部はどうするつもりなのか、会長から全会員に事前に周知すべきでしょう。万難を排して参加してほしいといわれているが、その点の方針を明確にしていきたい。</p>
99	<p>学術会議がその活動の充実・発展のために行なっている主体的取り組みを無視している点、「法改正ありき」が結論とされている点に強い疑問を抱かざるを得ない。「学術会議の在り方」は形式上は2020年秋に発生したいわゆる「任命拒否」の問題とは別問題とされ、学術会議の側も任命されなかった6名の任命を求め続けると同時に、それとは別個の問題として「より良い役割発揮に向けた検討」に取り組んで来たが、今般「法改正」が提案されるのであれば、その前提として、現在、行政府（内閣総理大臣）の側の「任命拒否」によって現行の学術会議法の定め反する状態が生じていることを改めて問わねばならなくなるのではないか。現行法に違反する状態を作り出している政府の側に「法改正」を提案する資格があるのかという根本的問題が改めて提起されることになろう。</p>
100	<p>日本学術会議の在り方についての方針は、「日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるべき」という文言を素直に使って、その理念に基づいて、出していただきたいと思います。</p>
101	<p>全体として、法改正や組織の改変を必要とする根拠がまったく見えない。だから細かな点について指摘しても徒労のように思われる。仮にそうした抜本的な改革が必要だとしても、そのためには双方の間に最低限の信頼関係がなければならぬだろう。その信頼関係は、2020年10月の任命拒否以降、その理由の説明がなく、問題解決もされず2年以上が経過したことによって、著しく失われている。結果として6名の欠員という違法状態を作り出したのは政府であり、その理由の釈明、そしてそれが不適切なものであったなら謝罪する、つまり何らかの「落とし前」をつけることを通してしか、信頼関係を回復することはできないと思う。これは手続き上の事柄を越えて、そもそも人や組織同士が健全に協働してゆくための常識、仁義ともいえるべきことである。</p>

102	<p>この文書は、任命拒否事件以来、論点ずらしの形でいくつかの方面から日本学術会議に寄せられた誤解を伴う批判と、学術会議の現実的な機能のバランスを取って改革の方針を示したものとして一定の評価はできる。しかし学術会議が本来果たすべき使命の認識に立脚したヴィジョンは示されておらず、学術会議に負担と圧力をかけるだけで、役割の向上にはつながらない可能性が危惧される。</p> <p>特に、日本学術会議法を改正する必要性には大きな疑問がある。改正する必要があるのか、改正するとしたらどこをどう変えるのかについて、学術界全体と政府諸機関、市民から広く意見を聞き、議論する必要がある。数か月で法案を提出して早急に成立させるという性急なスケジュールは大きな禍根を残す。</p> <p>政府と学術界の関係や、学術政策のあり方全体を考えた場合、学術会議について重箱の隅をつつく議論がされる一方で、日本の科学技術推進において学術会議と並ぶ「車の両輪」の一つとされ、実質的にははるかに大きな権限を持つ総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）のあり方が議論されないのは極めて不思議である。学術会議の会員選考が法・規則に則って行われ、その活動は公開され、外部評価にさらされるのに対し、CSTIの有識者議員の人選は全く不透明であり、大きな権限を持つにもかかわらず少人数で、しかも一人の常勤議員を除いて非常勤というアンバランスな構成である。活動が外部から点検・評価されることもない。このような不透明な機関が学術政策の決定において重要な役割を持っていることは、学術界から長年問題が指摘されている「選択と集中」政策が漫然と推進・強化されて日本の研究力低下を深刻化させていることと、大きく関係していると思われる。</p> <p>日本学術会議を改革するのであれば、CSTIも改革しなければならない。そして、両者の役割を見直さなければならない。日本学術会議が、法に定められている政府の諮問に対する答申の機能を失って久しいが、現在CSTIが担っている、科学技術・イノベーション基本計画に関する諮問への答申のような、科学技術に関する基本的な政策についての調査審議機能は、独立した立場で総合知を結集できる日本学術会議が持つ方がふさわしい。学術政策に総合的に関与する学術会議と、重点的な案件や予算配分に関与するCSTIの役割分担を適正化して初めて、学術会議改革は意味を持つと考える。</p>
103	<p>いくつかのところに見え隠れする、「政府等と常に同じベクトルを向くこと」を求めているかのように見える点が気になります。政府がよりよい政策を実行していくためには批判的な意見も重要な意見であり、批判的な意見にも真摯に耳を傾けるということがもう少し見えるような形にしていなければと存じます。</p>
104	<p>「できるだけ早期に関連法案の国会提出を目指す」としながら、本方針の発出が遅れに遅れたことについて何の説明も謝罪もないことは遺憾である。加えて、次期国会までに時間的制約がある中で、「具体的な法案改訂の詳細はこれから検討する」、「日本学術会議の意見も聞きながら」といった説明は、まったく実現不可能のように思える。</p> <p>日本学術会議は現行法に則って設立されている以上、会員任命問題も含め現在の活動は現行法に則って行わなければならないことであり、制定されていない法案を前提に次期会員・連携会員の任命手続きを考えるのは法治国家としておかしい。</p>

※ご質問、ご意見欄の表記は原文ママ